



野生鳥獣被害対策補助員を配置

～～ 農産物被害対策の更なる強化 ～～

野生鳥獣による農産物被害対策の更なる強化を図り、鳥獣害対策をより効果的かつ効率的に進めるため、千葉県内の市町村でも例がない野生鳥獣被害対策を専門に担う職員を配置します。

- | | |
|--------|--|
| 1 任用形態 | 会計年度任用職員 |
| 2 任用期間 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日(予定) |
| 3 勤務形態 | 平日2日・土日のいずれか1日／年間156日 |
| 4 勤務時間 | 午前9時～午後5時 |
| 5 資 格 | 鳥獣対策等の業務経験が、令和8年3月末日時点で通算して1年以上ある方で、わな猟狩猟免許の資格を有する方 |
| 6 職務内容 | <ul style="list-style-type: none">○野生鳥獣による被害や生息状況の調査○鳥獣被害に応じた被害防止対策の立案・実施○鳥獣被害対策の技術的支援○地域指導、現場コーディネート○地域及び地域間の取組への支援○地域での組織づくりの支援○捕獲支援及びサーベイランス(感染症の調査や分析依頼)等の支援など |



問合せ先
担当 経済環境部農政課農業振興班
担当者 細野、石井
電話 0476-93-4943【直通】
FAX 0476-93-2101
メール nousei@city.tomisato.lg.jp

